

## 福島イノベーション・コースト構想推進本部設置要綱（案）

## （設置）

第1条 福島イノベーション・コースト構想（以下「構想」という。）の実現に向け、国や市町村を始め、多様な主体と緊密な連携を図りながら、全庁一体となって構想の取組を加速していくため、福島イノベーション・コースト構想推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

## （組織）

第2条 推進本部は、本部長、副本部長、本部員及びオブザーバーをもって構成し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 本部長は、推進本部を統括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、その職務を代理する。

## （所掌事務）

第3条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 構想の一体的な推進に関すること。

(2) 構想に関する計画及び施策の総合調整に関すること。

(3) 計画及び施策に掲げる取組の年度目標の設定及び進行管理に関すること。

(4) その他構想の推進に係る重要事項に関すること。

## （会議）

第4条 推進本部の会議は、必要に応じ本部長が招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求めて意見を聞き、又は説明を求めることができる。

## （事務局）

第5条 推進本部に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、企画調整部長をもって充てる。

3 事務局長は、事務局の事務を総括するとともに、部局横断的な施策や新たな施策等に関する調整を行う権限を有する。

## （本部長への委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成29年5月 日 から施行する。

## 別表

| 区 分    | 職 名  |
|--------|--|
| 本 部 長  | 知事   |
| 副本部長   | 副知事  |
| 本 部 員  | 総務部長<br>危機管理部長<br>企画調整部長<br>生活環境部長<br>保健福祉部長<br>商工労働部長<br>農林水産部長<br>土木部長<br>出納局長<br>原子力損害対策担当理事<br>避難地域復興局長<br>文化スポーツ局長<br>こども未来局長<br>観光交流局長<br>企業局長<br>病院局長<br>教育長<br>警察本部長<br>県北地方復興局長 |
| オブザーバー | 福島復興再生総局長が指定する者  |